

非国教徒とイングランド・スコットランド の合邦（1707年）

—デフォールのイギリス主権国家構想—

角 田 俊 男

1 はじめに

1960年代以降帝国を喪失したイギリスの経済衰退の過程で、スコットランドはイングランドとの合邦の主要動機であった帝国支配の利益を失い、むしろイングランドの東南部に比して最も不況の影響を受け貧困失業に悩む北の地域に置かれ、地域格差が強まった。この「相対的剥脱感」と独自の文化伝統に支えられてスコットランド・ナショナリズムの運動は活性化しスコットランド議会の開設など自治権の移譲（devolution）を求めた。これはイギリス国家からの政治的独立ではなく分権、文化的多元性、均等な経済発展をめざす運動であった。自治権の要求は1979年の住民投票によって否決された後も止まず、統合の度合いを強めているヨーロッパ連合にロンドンをこえて直接活躍する広い場を求める動きとあわせて、イギリス国民国家の枠組みを問い直している。他方、地域ナショナリズムに対してその経済的実現可能性を疑いイギリス国家を多元的な民族文化の共存・交流の場として維持していこうとするユニオニストの論調も説得力を欠くものではない¹⁾。こうした論争の示す問題状況は現在までほぼ3世紀近く存続してきたイギリス国家の基礎を据えた1707年のイングランドとスコットランドとの合邦に、連合による主権国家の形成と民族の問題を考える上で重要な関心を喚起する。

18世紀初めに両国が直面していた構造的な問題を直視し豊かな構想力

で両国の関係を模索した合邦論争にイングランドの長老派非国教徒ダニエル・デフォーは最終段階で加わり合邦の実現へジャーナリストとしての卓越した技量を発揮しエディンバラでスコットランドの人々の説得にあたった²⁾。この合邦をはさんでおよそ1688年から1714年にかけてイングランド／イギリスは経済発展による国力の増強を課税機構、公債制度を通して海軍の建設を中心とした対仏戦争遂行に振り向ける「軍事財政国家」(military-fiscal state) への変容を遂げていた³⁾。合邦はこの変容の一環として領域的国家主権の確立強化を第一の目的としたものと評価できよう。この論考の主な関心はこうした近代化の課題において同時に周縁化される民族の自由と自立をどう保持しようとしたのかである。デフォーの合邦問題での議論を理解するために必要なコンテキストの一つとしてここではイングランドの非国教徒の寛容論を取り上げる。彼の経済思想や革命原理の応用として彼の合邦論を解釈する最近の研究に加えて、彼の寛容論と統合的合邦 (incorporate union) 論を関連づけて理解することが本論の目的である。最初にデフォーの寛容の理論は国家と私的良心の領域の区別に基礎付けられていて寛容は信仰の自由と所有権の確保を目標としており政治権力への参加を要求するものではなかったことに着目する。ここから一方において世俗国家の主権の強化の方向と他方において社会における多元性の寛容の方向が出てくる。この二つの方向を、統一された議会主権と文化的多元性を内包したイギリス国民国家を構想する統合的合邦論に見いだすであろう。スコットランドの文化的伝統を構成する主要な制度の一つである長老派教会の保障を中心に彼の提起したイギリス国民像がいかにスコットランド人の民族意識を包括しえたか、また破壊変容させたかを評価する。

2 国教会と寛容の体制

名誉革命後のイングランドとスコットランドの教会体制を概観することから始める。1689年にイングランド議会を通過した寛容法(Toleration Act)

は、非国教徒を公職や大学から排除する審査法、地方自治体法（Test and Corporation Acts）を廃止することなく、寛容が三位一体説のプロテスタントに限定されていたため、歴史家からその不徹底さを批判されているが、タイアックはそれまでの宗教対立の文脈のなかに置いて非国教徒に信仰の自由を認め旧来の宗教的統一を国家により保障される多元主義に変えた革命的意義を評価して、寛容法を超えた理論を展開していたロック自身が「自由と平和の基礎」として寛容法に一定の評価を与えていたことを示している⁴⁾。イングランド国教会と寛容の組合せは議会法により制定されたものとして教会に対する世俗国家の優位を示している。さらに1689年の寛容は議会法によるだけではなく、むしろウィリアム三世の寛容政策によって推進されていた。「ウィリアム王の寛容」（King William's Toleration）はフランスに対抗するオランダとそのカトリック同盟国の戦略的必要に基づくポリテューク的性格のもので議会法をこえてカトリックへの寛容などが試みられた⁵⁾。国教会側から見ると寛容法の成立は包括法案（Comprehension Bill）の不成立をともなっていて、寛容され国教会の外に置かれるのは和解が不可能な一部の非国教徒に限り多数の非国教徒は国教会にひきいれて体制の基礎を広げようとする本来の意図からは外れていた⁶⁾。寛容体制の結果は非国教徒の礼拝堂、学校の増加とともに国教の教区民に教会へ通うよう強制する機構の弛緩による国教会の権威の深刻な低下となって現われた⁷⁾。こうした傾向に危機感をつのらせた下層聖職者を中心とした高教会派はアン女王治世下でトーリーと組んで反攻に転じ低教会派、非国教徒、ホイッグとの間で党争が激化した。高教会派は非国教徒の便宜的国教改宗（Occasional Conformity）を非難して彼らの迫害を指導し、デフォーによれば、「非国教徒に礼拝堂を閉鎖するよう脅し始め、至る所で礼拝堂を群れをなして襲い引き倒し焼いた。」⁸⁾

こうした党派対立に対して説かれたデフォーの寛容論は「国内の団結／国外での力」（Union at home/Power Abroad）という彼の政治原理に合致す

るように構成されていたことに注意する必要がある。彼はこの対立が宗教でなく国家をめぐるものと見て非国教徒の穏健な政治姿勢を強調して、「非国教徒は彼らの信仰の自由で満足すべきであり、そう満足すると確信している」のであり、政治でなく所有権と宗教の確保が彼らの関心で、「享受している寛容以上のものは望んでいない」と述べた。さらに自由を「彼らの数を減らしついに教会へつれ戻す最も直接的な方法」と政府に提言した⁹⁾。ここで彼は寛容の体制に対応する形で政治から分離させることで統一した国家のもとでの複数の宗派の共存の可能性を考えていると言えよう。国家の公的領域と良心の私的領域との分離に立つ国教会の寛容体制は主権国家の維持に適合していて、長老派非国教徒は前世紀中庸の宗教が政治に関与したピューリタンのラディカルな政治から良心と所有権の私的領域に退却して完全な市民権を認められず差別排除のもとに置かれていた。しかし寛容の体制は非国教徒がイングランド国家に敵対するようになるまで国民から排除されたという意識が強く醸成されるのをある程度妨げていた。デフォーもそうであったように教会と区別されたイングランド国制は非国教徒も国民に一体化させるほど強力な公共表象として働いていたのである。もちろん彼の穏健な議論をこえて彼ら非国教徒の内面に差別への憤りを想像することは難しくないが、ここで問題にしているのは寛容体制のもとで彼の議論が説得力をもった有効なものであったという点である。

次に王政復古から合邦にいたるスコットランドの教会の状況をキッドによって概観するならば¹⁰⁾、司教派と長老派ともに広教会主義的な (latitudinarian) 方向への変化が見られ、教会制度を神授権でなく国制と利益の観点から議論しうるようになったことが合邦で一つの国家に二つの国教会という革新的な制度の受け入れを準備した。王政復古で再建された司教制教会は長老派牧師を教会から逐ったが、宗教対立の中から社会の平和を求める穏健な精神もエラストス主義 (erastianism) と特徴づけられる司教派の指導者に広がっていた。ポリティークの政治家は信仰の自由を提唱し、長

老派の偏狭さに反発した司教派教会人はロバート・レイトン (Robert Leighton 1611–84) を代表として教会統治を非本質的なこと (things indifferent) と判断し司教制を緩和し長老派との和解を模索した。革命に反対して体制から離れジャコバイトとのつながりを強めた司教派は党派としては合邦で主導的役割を果たさなかったが、その穏健主義の伝統は後に見る有力な統合論者に引き継がれることになる。王政復古期の長老派は穏健なエラスティシズム的傾向に反対しキリストの教会に国家を従属させる盟約の (Covenanting) 伝統が強く、私人の国家への抵抗権、国民からの離脱権といった急進的な主張がなされ、神の目的、長老制実現の手段としてしか国民を構想できなかった。1690年の国法による長老派体制から離脱した原理主義的なカメロニアン派 (Cameronians) は主教制を維持するイングランドとの合邦を国民の罪と反対することになる。しかし長老派の主流は極端な盟約論者からは距離を置き世俗権力のためには宗教原理を調整する柔軟さを示すようになっていったことが合邦の実現の遠因となった。1690年の長老派教会の国教化も神による教会という理由からではなく広く国民の統合を必要とし司教制を求めたウィリアム三世 (スコットランド王としては二世) が長老派の勢力に妥協した結果であった。国家主権の必要に適応しうる穏健な長老派教会人が司教派との論争で長老制の教会体制を弁護した。ウィリアム・カスターレス (William Carstares 1649–1715) は亡命先のオランダからウィリアム三世と帰国し長老派教会の再建にその政治的手腕をふるった。ギルバート・ルール (Gilbert Rule ? 1629–1701) は司教派の長老派非難はカメロニアン派にのみ当てはまるとして世俗的利益から長老派教会のままでイングランドとの政治・経済での合邦を主張した。フランシス・グラント (Francis Grant c.1660–1726) は長老制の平等原理を原則としながらも司教制の不平等原理を必要から生じた例外として認めることで和解を求めた。長老制をスコットランド独自の伝統的国制とする弁明は厳粛同盟 (Solemn League 1643) のような長老制のイングランドへ

の輸出を断念することになり、イングランドの国教会側の懸念を除くのに役立った。スコットランドでの両教会の論争は相互の寛容を促す効果を生み、両国の国教会が合邦を受け入れ単一国家内での共存を目指す思想的環境が整ったと言える。その寛容は国家の利益を目的としていたのであり、統合された主権国家の形成に宗教の寛容が前提となったことを示している。

3 主権国家と経済発展

デフォアの寛容論は国家と私的領域との区別に基づいていて、非国教徒は政治参加を求めるのではなく自由の国制のもとで信仰の自由と所有権の保障を求めた。この寛容論は合邦問題での彼の統合的合邦論につながるものと思われる。彼は統合された議会主権とその法による人民の権利と自由、殊に所有権の確保から勤労、経済発展の促進という自然法学による政治論を展開している。ここではアンドリュー・フレッチャー(Andrew Fletcher)のシヴィック的伝統による連邦的合邦(federal union)論と比較することでデフォアのイギリス主権国家構想の目的を明らかにしよう。

最初に両者の参加した17世紀末の常備軍論争を見なければならない。フレッチャーの共和主義の政治思想はヨーロッパの歴史発展の認識に基づいていて、中世の封建諸侯が商業の発展により従者の維持から奢侈に消費を転換して没落し、武力は課税により常備軍を整えた王に移り、自由な国制のバランスは失われたとされる。この自由の危機に対してゴシック・バランスや武勇の精神の回復を説く反動的な対応とは一線を画してフレッチャーはこの軍事・政治・経済の歴史発展を不可逆的と受け入れた上で、その解決を庶民を主体とする民兵の創設に求めた。それにより近代の財政軍事制度の生み出す腐敗から徳を維持しようとするとともに、むしろ軍事訓練の普遍化によって専門化した経済活動を害することなく相当数の徴兵が可能となるとして民兵により専門化の進展に対応をはかった。さらに彼はスコットランドの貧困を解決するために商業、経済発展を重視して民兵制

に祖国の経済発展に献身する公共精神を教育する目的を付与した点でシヴィック的伝統の近代的転換を果たしているが、公債と常備軍の近代財政軍事機構のもたらした国家の構造的変化にはコートへの議会の依存を強める要因として民兵制と王権の制限とによる変革を提起したのである¹¹⁾。

常備軍、通商、公債の貨幣利害と土地利害とが対抗した周知のコートとカントリーの論争は前者の総体としての国家と後者を議会に代表させる社会との対立とも考えられる。しかし国家と議会とは全く対立していたというわけではなく、地主貴族が通商と軍事力の拡大に利益を見いだしていくように強力な国家の創出に民間公共社会・議会は抑制を与えつつも協力していく。シティの金融業の主要な担い手をなしていた非国教徒の世界を背景としたデフォーは武勇の社会から商業社会への重要な国力の構造的変化を軍事力の経済への依存において正しく認識した¹²⁾。彼が強力な主権国家の擁護者であったことは議会の干渉に対してウィリアム三世とその軍隊を弁明する反共和主義の姿勢に表れている¹³⁾。同時にデフォーはフレッチャーの歴史に見た諸侯の没落のときに経済力を増した庶民に支えられて権限を強めた下院による予算管理で常備軍が自由の脅威とならない保障が得られたと論じた。軍事力についてのこの王権と議会の相互関係を彼は次のように述べている。「この議会体制において剣は実際に国王の手に、財布は人民の手に委ねられており、人民は国王がいなければ講和戦争をすることはできず、国王は人民がいなければ軍隊を起し維持することができないのであり、これこそ真のバランスである。」¹⁴⁾しかしフレッチャーにとっては近代の腐敗を議会自体が免れ得ないのであり、議会の王権による腐敗こそが問題となるのだから議会の常備軍の保障とするデフォーの主張は根柢の危ういものであった。

フレッチャーの民兵制による公共的徳の覚醒という近代に適応させた古代の政治とデフォーの議会主権と個人の自由の近代の政治とはそれぞれの合邦論にも反映されている。両者ともイングランドとスコットランドの現

非国教徒とイングランド・スコットランドの合邦（1707年）

実の格差の認識から両国が現状のまま連邦を形成してもスコットランドの従属は解消できないと理解して、新しい枠組みを構想した。近代ヨーロッパの国家はフランス、スペイン、オーストリアのような属州的地位に置かれた周辺の民族を構成した「帝國的王政」(imperial monarchy) とオランダ、ポーランド・リトアニア共和国のような構成諸州の主権を尊重した連邦の二類型に分けられる¹⁵⁾。フレッチャーは連邦による帝國的王政批判を合邦問題に適応して、統合的合邦によりスコットランドは主権を失い属州に転落すると警告した。ロンドンのような帝国の中心大都市への権力、富の集中は腐敗を生み出す点で彼の政治が掲げて立つ公共徳の涵養と両立しなかった。そこで彼はイングランドとスコットランドを含めヨーロッパを10の地域に分割し、さらにそれぞれを10から12の都市とその領域に分割したうえで連邦を構成するという革新的な構想を提起した。この小国の連邦により相互の均衡による平和の維持のもと自由で直接的な政治参加による徳の育成と中心に偏らない経済文化活動が促進されると期待したのである。特にスコットランドはこの連邦制において封建制に代わり規則的で自由な統治を獲得し民兵制による教育は武勇の伝統に代わり経済発展を目標とする公共精神を鼓吹する。このように彼のイギリス連邦国家の構想はスコットランドの過去からの決別とイングランドからの自立を目指すラディカルな知的精神を示している¹⁶⁾。

主権を分割する連邦制に対して統合的合邦の主唱者は統合される主権が逆に法の支配を通じてスコットランドの自由と自立を強化することを自然法学の伝統によって説いた¹⁷⁾。デフォーはグロティウスを援用し統合は「従属ではなく特権と利益を伝えること」として統合によりイングランドの「寛大、自由、平等な統治」、「全ての様態の徳を活気づけ普遍的な勤労を促すのに適した国制」にスコットランドは参与できると説得した¹⁸⁾。歴史的な両国の敵対関係を克服し得ない主権の分割よりもイギリスの全領域にわたって統合された主権国家による平和、安定の確保と全国の資源を財

政制度を通して振り向ける軍隊の整備にデフォーはフランスの「普遍王国」(universal monarchy)の野心を抑える有効な戦略を見た。統合後の新イギリス議会に置かれる主権が国家のダイナミックな活力と人民の自由との両立を保障する。イギリスの経済発展による国力増強の構想の中でスコットランドの開発、貧困からの脱却が期待された。両国の格差の問題に対しても自由な交易を認める統合の枠組みのもとで短期的に貧しいスコットランドにその相対的な低賃金による優位が発展をもたらし、長期的には両国の賃金は均衡にいたると自動調節機構論で答えた¹⁹⁾。デフォーのスコットランド観は第一にこの経済発展の視角から来ていて、「この民族はまじめで信心深く勇敢で、国土は良好で、土地もほとんどの場所で莫大な改善が可能であり、イングランドの資本、技術、交易さえあれば我々全ては偉大な一国民となる。」と評している²⁰⁾。スコットランドを讃えた彼の詩『カレドニア』(Caledonia 1706)の中心テーマは「改善」(Improvements)であって、彼自身がその核心を次の数行に求めている。

'Tis Blasphemy to say the Climat's curst,
Nature will ne're be fruitful till she's forc't ;
Nature's a Virgin very Chast and Coy,
To court her's nonsense : If you will enjoy,
She must be ravisht ; when she's forc't she's free,
A perfect Prostitute to Industry.²¹⁾

ここで経済開発による国力増強のための資源としての「自然」の理解には性差の想定が基礎として反映されている。「自然」も女性も「生産的」となるために力により強制される対象にすぎない。対等な共存関係とは相容れない言語が近代の「勤労」には含まれていたのである。デフォーにおける「自然」と「勤労」の関係は、マキアヴェッリにおける「運命」と「徳」の関係を思いおこさせるが、「自然」は「運命」と異なり、神による時間の進行に組みこまれていた。デフォーの政治経済論は長老派の神学的

想定に基礎を持ち、「自然」を知識、技術、組織的方法で征服開発していくことが神の「摂理」であった。スコットランドの貧困からの解放は同時にその「自然」のイングランドの資本への服従に他ならず、「改善」が力の増大、強制の契機を含んでいたことをこの詩は明らかにしている。

フレッチャーとデフォーのそれぞれの新しい制度的枠組みはヨーロッパとイングランドの広い視点からスコットランドの民族的アイデンティティを再構成しようとする試みとみなせよう。その過程でスコットランドの伝統的価値は再検討され、古来の国制は破壊された。フレッチャーが古来の国制に訴えたのはあくまでも論争上のレトリック的効果のためにすぎず²²⁾、スコットランド自体がヨーロッパ連邦を構成する小共和国に分割されねばならなかった。スコットランドの古来の国制と主権が合邦により失われると反対するナショナリストに対する顕著な批判は統合的合邦論者にも見いだされる。クロマティ（1st Earl of Cromarty）は統合の目的を明確にイギリス国家主権の確立に置き、主権による安定と対比して人民代表にアナーキーへの傾向を見だし国民から国家主権を遠ざけようとしている。この点からは彼の関心は国民よりも国家の統合の方にあったと思われる、主権は人民よりも議会に置かれていたと言えよう。主権の統一の原則から連邦論の説く二つの主権の並立を最悪の状態と批判し、スコットランドの「主権の喪失」は「詭弁」に過ぎないと論破した。他方で彼は国家統合には国民の一体化、精神の変化が不可欠として「我々の古来の名称」ではないスコットランドにかえてイギリス（British, Britain）の使用を呼び掛け、公法を公益の変化に対応し変化させなければならない政治にとって「古来の国制」は本質的に無関係な考えであると批判した²³⁾。同様の主権の創出論はクラーク（John Clerk）にも見られ、「古来の主権王国」でなくなるというのは想像上のことにすぎず「イングランドはその主権と独立を我々のとともに強化し、どちらか一方では主張し得なかったほど崇高な主権と独立を備えた一国民を形成しようとしている」²⁴⁾と述べている。シートン（William

Seton) も同君連合では強大なイングランドにより「我々の主権と自立は圧倒される」として統合により開かれる自由と経済発展の展望を「我々の父祖がかつて置かれていた、頻繁に確執、殺害、掠奪、反乱に見舞われたかのゴシック国制」と対比した²⁵⁾。統合の目的には伝統的スコットランド社会の地主の封建的権利の廃止も含まれていて、デフォーは合邦条約第20条が保障しているそうした権利がいかにもスコットランドの平和と発展を阻害するか批判している。一つには封建的支配権は「特定の人々に過大な権力を与えるので、彼らは法から独立し容易に政府を侮辱し公共の平和を破る。」そして第二に「それはスコットランドの庶民と小作人を自由な国民の自由と両立しない状態、そして彼らの地主への耐えがたい隷属に陥れて、彼らは自分の資産を改良したり地主のために土地を改良したりするのを妨げられているが、これは地主自身が小作人の勤労を絶対的に減ぼし貪り食うことで妨げているのだ。』²⁶⁾

自然法学の伝統による統合的合邦論者の主権の論理は合邦反対派のスコットランド議会、主権、独立、国制擁護の抗議が抑圧的な伝統的体制を維持する偏向を持った実質を伴わない言葉にすぎないことを見抜いた。実際スコットランド議会は1707年以前には政治生活で小さな位置しか占めていなかったのである。しかし合邦条約審議中の最後のスコットランド議会に寄せられた各地からの請願やデフォーも見聞したエディンバラや西部のダムフリース、グラスゴウでの民衆騒擾が示した条約への反発がスコットランド国民一般の感情から隔たったものとは言えないだろう。スコットランド議会の消失はその固有の政治制度に拠り所を見いだした彼ら自身の国民としてのアイデンティティの危機に他ならなかった。合邦反対派は審議を遅らせようと議会が自らを廃止するにはそれを選出した選挙民の同意を得なければならないと主張した。選挙民の同意を得ずに議会は統合にともなう変更を決定する権能を持つことを主張するときに、この議会と人民の関係の問題に関してデフォーは議会は単なる人民の意志の表現というより

はそれ自体のうちに人民の権利を具現化したものと説明したが、これは人民主権から議会主権への移行を示唆するものである。同時にジャーナリストであった彼にとって主権議会は院外の多数者の世論を無視するほど絶対的な権力ではなかった。合邦反対の請願を「人民の感情は合邦での彼ら自身の幸福に反対して過度に沸き立てられている」²⁷⁾と述べジャコバイトによる扇動で多数者の意志の表明ではないとする彼の説明は人民主権から具体的な多数決の言葉への接近というもう一つの変化も示している²⁸⁾。第二章で国家と区別された良心の私的領域を寛容論に見たが、この私的領域はもちろん多数者の世論の場として公的な意義を持つようになる。多数者の意志としての世論は教化・操作可能な対象としてデフォアの働きかける公共圏を構成し、実際彼は合邦反対の国民的偏見を取り除こうとする一連の評論によって両国民の世論形成をはかったのであるが、彼ら統合派の議会議主権論は国民にかかわる重要な決定に際して議会を国民から遠ざけた点で民主主義からの明らかな後退を伴っていたことを指摘しておこう。デフォアのイギリス国民のヴィジョンは個人の所有権を中心に消極的な自由をもとに組み立てられているので政治参加を通して政治的な市民権を拡大していく点では限界があった。小さな単位へ政治社会を分割することで政治的空間を市民の身近に確保しようとしたフレッチャーの連邦共和国構想は、その社会の階層制の想定にもかかわらず、この民主主義の問題を照らしだしている²⁹⁾。

確かにイギリスへ自己をアイデンティファイする新しい愛国心には、コリーの評価するように、合理的で創造的な反応という面を見ることができ、18世紀後半以後のスコットランド出身の政治家の活躍が示すように、合邦は新たな可能性の空間をスコットランド人に開きイギリスへの愛国心は彼らにイングランド人と並んでイギリスの政治社会生活に参加する道を指し示した。またイギリス人としての新しいアイデンティティと並立してそれまでの個々の国民のアイデンティティを持ち続けることも可能であっ

た³⁰⁾。しかしイギリスはスコットランドにとってイングランドとの差異を対等の関係に変える枠組みであると同時に、キッドの Anglo-British という言葉の示すようにそれにはイングランドの優位のもとスコットランドの伝統的価値の周縁化、破壊が伴っていたと意識されたことも否定できない。イギリス国家の形成に際して両国民の政治文化はそれぞれの「古来の国制」のエスノ・セントリックなイデオロギーを対立させた点ではコンセンサスに達することができなかった³¹⁾。

4 国家統合とスコットランド教会

スコットランド国民のアイデンティティを支えるもう一つの固有の制度が教会であって、その保障が合邦において最も微妙な問題であった。クラークは長老派、カトリック、司教派の聖職者がそれぞれ自己の教会の安全に不安を抱いて相互に異なる予測から皆合邦に反対しているのを街角で見かけるかもしれないと風刺しているが³²⁾、最初に見たように革命後国教会となった長老派教会も未だ確立されたとは言えず司教派との論争やジャコバイトの策動が続いていたので、長老派は上院に司教を含むイングランド議会は政教分離の長老派の原則に反し、イギリス議会を通じてイングランド国教会が長老派をスコットランド国教の地位から追いやることを恐れて合邦に反対した。最終的にはカスターレスら穏健な教会の指導層により長老派の反対は抑えられて合邦は条約を教会保障法で補って成立することになるが、デフォーがスコットランドの人々への説得で最も重点を置いたのは国家統合による教会の安全保障であった。

司教派のエラスティアン的傾向を受け継ぐシートンとクロマティは感情的には司教派であっても政治社会の安定の観点から長老派教会の確立による宗教対立の終決を望む貴族の代表とされ、彼らの議会主権論は合邦後のイギリス連合議会が合邦条約によって束縛されず教会制度を変更する権能を持つことを否定できなかった³³⁾。シートンは「全ての教会統治は人間の

創設によるに違いない」と規定して、「国王と議会がその世俗統治に最も適合するものを形成してよい。俗人の全党派を喜ばず教会統治が形成できなくても世俗統治の結合が破れる必要はない、なぜならば教会統治に良心の自由を入れることによって教会の問題は少しの混乱もなく統制できるからだ」と世俗国家の論理を貫徹させている³⁴⁾。

彼らの開明的な議会主権論はスコットランド長老派教会の保障を求める論者を統合的合邦に反対してスコットランド議会の保持へと向わせた。この連邦的合邦の主唱者にロンドンのジャーナリズムの世界で活躍した長老派スコットランド人のジョージ・リッドパス（George Ridpath）とジェームズ・ホッジズ（James Hodges）がいて、デフォアの直接の論敵であった。リッドパスはスコットランドの長老派牧師アレクサンダーとロバートのウッドロー兄弟（Alexander and Robert Wodrow）と合邦について書簡を交わし、双方ともスコットランド議会の維持を長老派教会の安全に不可欠と考え統合的合邦に反対した。リッドパスは「あなた方の政治的自由が放棄されればあなた方の宗教を保持しようと考えても無駄である」³⁵⁾とアレクサンダーに警告し、ロバートは「我々の政治的自由の存続と我々の宗教とのつながりの絶対的必要性に関してあなたの意見に同意します、そしてスコットランドの様々な変動の中で我々の宗教の所有権は政治的権利が覆されないかぎり狙われることはなかったし政治的権利は宗教が迫害を受けないかぎり奪われることはなかったと主張して下されば有益であなたやあなたの友達にとって相応しい仕事となると長く考えてきました」³⁶⁾と答えた。ここで確認しておくべきことは両者とも教会を政治なしでは立ち行かないと認識していることで、教会問題を神ではなく国制の枠内で考えようとしている点で彼らはデフォアらの統合派と基本的なコンセンサスを有していた。最初にデフォアがジャーナリストとして合邦問題に関与したのは彼の通商に関する知識を評価したスコットランド側合邦交渉委員のロンドン在住のスコットランド人の知人を通じた要請によるものであった事情と合わ

せて³⁷⁾、リッドパスとウッドローの通信はスコットランド側からロンドンのジャーナリズムに働きかけて自己の主張を広めようとしていたことを示唆する。合邦は政治家の党派的利益の問題につきるものではなく、莫大な数のパンフレットが示す広範な公論の空間を生み出してもいたのである。

教会の制度的保障を一目的としたリッドパスとホッジズの連邦論はフレッチャーの革新的なヴィジョンに比べてスコットランドの伝統的な制度の回復、保守の色彩が強い。リッドパスは王権を議会が抑制する混合政体としての「古来の国制」を歴史的に説明し、革命後の議会法による臣民の自由の進展を称揚した。さらに彼は共通の市民権によるイギリス国民の形成とともにスコットランドの自由の保障として「連合議会」と「個別議会」による分担という新たな構想を提唱した。前者の分野は「同一君主に対する合同の忠誠、合同の平和と戦争、平等な自由と特権を伴いイギリス臣民の合同の所有権を確保した通商交流とその相互維持」であり、後者のスコットランド議会の分担は同地域の住民の所有権にかかわる地方自治法の立法、控訴裁判所からの上訴、行政そして「スコットランドの人民に合邦条約が忠実に実行され、地方自治法と教会制度が侵害されないことを保障すること」であった。この連邦制度はイングランドに対する懐疑という心理的基礎に発して、彼は「もはやイングランド人もスコットランド人もなく皆がイギリス人である」といっても利害の相違は残り「イングランド人がその資産が置かれているイングランドに対するのと同じ配慮を資産が置かれていないスコットランドに対して持つと考える理由はない」と述べている³⁸⁾。ホッジズも同君連合以来相互に市民権を与え合ったにもかかわらずイングランドの利害はスコットランドの権利を侵害してきた史実から「大国と連合した小国」の権利の保障が最も重要な課題であると考え、拒否権を持った個別の議会を提唱した。前に自由な連邦と中心と隷属的な周縁から成る帝國的王政との対比を見たが、ホッジズはその類型によって連邦を自由で独立した国家の共通の利益への結合と「個々の独立、国民性、

別の法、習慣、政府の保持」を両立させる制度として勧め、他方、統合的合邦をフランス普遍王国になぞらえ「スコットランドの古来の国制と人民の根源的で基本的な権利と自由の完全な放棄」と批判した³⁹⁾。第二章で主権国家の形成としての合邦に対して長老派の盟約の伝統の貢献に否定的な評価をしたが、統合に代わる選択肢として説かれた連邦制はこの長老派の盟約＝連邦神学 (federal theology) に思想的起源を求めることができよう。実際、ドイツのカルヴァン派のヨハネス・アルトジウス (Johannes Althusius 1557-1638) はギルド、都市、州、国家へと各レベルの共同社会の盟約を通して国家が形成されることを説明したが、この連邦主義をオランダに亡命したスコットランド人の長老派、ジェームズ・スチュアート (James Steuart 1635-1713) は受け継いでいる⁴⁰⁾。ホッジズやリッドパスの長老派の連邦論はこうした伝統に連なるものと考えられよう。連邦制では宗教の多元主義はあくまでも複数の別個の国家を単位としてその上でのみ成立するものと考えられていたと言える。彼らは国家内の寛容が完成されていないとして統合国家内での二教会の共存の可能性を否定するとき伝統的な教会国家体制の考え方に従っていた。

統合的合邦はイングランドとスコットランドの両国教会の相互の安全を強化することをデフォーは力説した。第一の前提となる議論は「王国は統合されるが、教会は連合されるにすぎない」⁴¹⁾と教会と国家の分離によって二つの国家教会の対等な独立を説くものである。これは寛容論を支えていた区別と同じであるが、厳密には寛容される非国教徒は国家から離れていたのに対して、ここでは両教会とも国教会であるから全く国家と切り離して考えるのには無理がある。しかし次にデフォーは宗教から区別した世俗的な国益の観点から両教会のプロテスタントとして的一致をフランスを中心としたカトリック専制国家との対抗関係で強調する⁴²⁾。合邦交渉が推進された背景は同時期のスペイン継承戦争であり、大陸での対仏戦略の必要がイギリス国家の領域的統合を促し、カトリックとの対抗関係において

イギリス国民のアイデンティティは決定されたことは実証されている⁴³⁾。デフォアの合邦における教会保障論で最も中心的な議論は議会主権と国制の関係にかかわるものであった。先にシートンとクロマチの統合論の論理である議会主権が合邦条約や教会保障法を変更しうる可能性を持っていたことを見たが、長老派の懸念に答えてデフォアは議会主権の論理を曲げて連合議会に対し合邦条約や教会保障法から成るイギリス国制が優越すると論じた。議会は自己を生み出した国制に抑制され、もし侵害すれば次のような政治社会の崩壊が生じる。

合邦が破られれば国制は覆される。……基本が破壊され政体は解消し、全島は暴徒と化す。法によらず恣意的な権力を立てた専制者のように所有権は消え権威は解消し国制は窒息死し、国民の能力は死滅する。……議会在国民を形成した国制を破壊するとき常に議会は消滅し権力は新たな国制を形成するため起源に戻る⁴⁴⁾。

これは革命原理の適用に他ならないが、議会への抑制として働く以上にこのヴィジョンがどのように現実の政治に移されるのか曖昧である。国制を解体し統合を進める議会主権を人民の影響から引き離す方向と国制を破壊する議会から主権を人民に戻す方向とは一貫していない。合邦条約を社会契約ととらえ直すときデフォアは国家主権の近代的な理論から離れて連邦主義の議論を取り込んでいるとも理解できる。彼のこの考えの起源は連邦と盟約が同一の言葉で表されていた旧約の古代イスラエルの世界からカルヴァン派の盟約＝連邦神学の伝統に求められるだろう。こうした連邦主義の伝統にデフォアは先祖帰りしているのであって、論敵であった原理主義的な長老派の言語を取り入れて彼らをも説得しようとしたものとも解釈できよう。こうした伝統から人民の抵抗権と政府形成権を内容とする政治的自由論を受けついでいた点からすれば、デフォアを「ブルジョワ」としてとらえる従来の理解は一面的であろう。合邦条約を社会契約として想定することはスコットランド国民をまず個人に解体することを示唆していて、

教会はじめスコットランド国民の伝統的組織の保障と両立させるにはラディカルすぎるが、イングランドとスコットランドの相互の多元主義をこえたイギリス国民の形成のもう一つのヴィジョンをここに見ることができる。固有の制度の保守にとどまる文化的多元主義とは「個々の国制を相互に分解して一つの一般的な国制を形成する」⁴⁷⁾デフォアの合邦解釈は明らかに異なる。これは統合的合邦が封建的な権力関係を打破することによる自由な個人からなる社会を目的とした革命的過程としても意図されていたことと対応している。社会契約＝革命原理をデフォアはイングランドとスコットランド長老派を国民として結びつける共有した価値と評価していて、長老派教会と同じ合法的な抵抗権にイングランドの現体制は依っていると宗教改革、革命そして合邦をその連続した展開ととらえている⁴⁸⁾。

プロテスタント利害としてのイングランド、スコットランド両教会の本質的一致は司教制と長老制の相違を相対化する。宗派の相違を国民的結合へ転換しようというデフォアの主張は非国教徒の経験に根ざしているように思われる。ここで合邦における二つの国教会と非国教徒の関係を考察しよう。イングランドとスコットランドの戦争の懸念を連邦制による平和で解決しようとしたホッジズは「イングランドの非国教徒の大きな数、力と利益」がイングランドへの抑制となることを期待した⁴⁹⁾。しかし国教会を構成するスコットランドの長老派と寛容されているにすぎないイングランドの長老派とではその法的立場は全く異なり、統合でスコットランド長老派国教会は審査法により「権力と信託の地位から未だ排除されている」非国教徒に落とされる懸念にリッドパスは訴えて、「政体の一部であり生粋の臣民であるプロテスタント非国教徒に対する仕打ちとは別に我々を遇すると期待するどんな理由があるのか」⁴⁸⁾と問い正している。教会・国家体制においては国民よりも教会が市民権を与える基準となっていたのである。デフォアを批判して統合に国民盟約と厳肅同盟違反と反対したスコットランド長老派のジェームズ・ウェブスター（James Webster 1658-1720）は

イングランドの非国教徒への不信感を次のように表明した。「彼ら全員かほとんどが穏やかな司教制を支持している……我々が頼れる確かな味方はイングランドにはあまりおらず、イギリス国制によって我々は大きな危機に陥るかもしれない。」⁴⁹⁾これに対してデフォーはイングランドの高教会派とスコットランドの司教派が「スコットランドの教会（Kirk）とイングランドの非国教徒との間の利益と情愛、頭と心の完全な統合」を実現する合邦に反対していると対立図式を描いて、スコットランド長老派の非国教徒への不信感を抑えようとした⁵⁰⁾。エラスティアンの統合派と違ってデフォーは王政復古期に司教制国教会へ包括されるのを拒否した非国教徒の歴史を振り返り、教会統治での司教制度の階層制と世俗権力の優越に反対した。この原則を維持したうえで彼はキリスト教徒的な相互の愛を国教会との間に保持する寛容の精神を説いた⁵¹⁾。世俗的な自由と所有権の確保と並んで国家統合は寛容の精神をさらに競いあって促進する場を広げ真の宗教への関心を喚起する機会とその宗教的意義を理解していることは⁵²⁾専ら政治経済の観点から合邦問題を解釈する現在の歴史研究の傾向の一面性を指摘するであろう。非国教徒は自由・商業・プロテスタントを特性とするデフォーのイギリス国民のヴィジョンの原型とみなせよう。彼のイングランド国教会と非国教徒の関係の説明によれば、国民として両者は「法、自由、権利の同一の基礎に立ち」、「自由に生まれたイングランド人」を成す。ここでは教会でなく国制によって国民的アイデンティティが決定されている。さらにプロテスタントとしても両者は結合していて非本質的で付随的な相違は「相互の愛、国益を、ましてや礼節と良き作法を侵害しないし、少なくともすべきではない。」⁵³⁾宗派の差異は国民的統合を不可能にするものではなく、宗教的多元主義によるスコットランドとの国家統合の構想をここから引き出すことができる。しかしこうした非国教徒としての視角によって自由なイングランド国民の価値が優越した地位をイギリス国民像に占めるようになったことは明らかである。非国教徒は長老派としてだけでなく

イングランド国民として自己規定していたのであり、この点でスコットランド人からすれば彼らは他者であって、非国教徒的なイギリス国民像は実質的にイングランド化をもたらすのである。

5 商業と寛容の精神

スコットランド教会の保障となる制度についてデフォーの思想をこれまで論じてきたが、議会主権による統合的合邦で構成される国家がスコットランド文化を周縁化することを防ぐ保障を彼は法と権利の制度論とは別に精神の在り方にも求めた。国力の新たな基礎と評価された商業についてのデフォーの熱意はよく知られているが、ここでその通商論の神学的前提および道徳への適応を文化的多元主義との関連で見ておきたい。最初に、デフォーは、天川教授が述べているように、自由貿易論の論拠として国際分業論を説いた。

私が神と呼ぶ能産的自然（Nature Natureing）の知恵と指導が種々の異なったものを生み出した、これらはみなそれぞれの種類で等しく必要であるか、少なくとも有用で望ましいものなので知らず知らずのうちに世界の最も僻遠の地方をも相互依存関係に入らしめ、少なくとも相互に有用にして、便益、必要、喜びに貢献し合っている³¹¹。

ペノヴィッチの論考によれば通商が神の創造した自然秩序にとって鍵となるのは神が各地に多様な必要物を創造し、さらに人による多様な生産物を予知していたために通商・依存関係の維持とそれを通しての進歩は神の摂理と考えられるからである。さらに重要なことには交換と進歩の論理は物質的向上だけでなく精神・道徳的向上にも適用され、デフォーはイギリス国家内の宗教的多元性はキリスト教の徳の実践を励ます摂理によるものと理解していたのであり、彼女はこのことをイギリスが一つの教会に統一されなかったことについての次のデフォーの解釈を引いて論証している。

「恐らくこれらのことがキリストの教会で許されているのは、キリスト教徒の仁愛、忍耐、相互の我慢の行使によって、繁栄の高慢と連合した教会の権力と栄光から人の弱さと結びついて世に生じるかもしれないもっと悪い不便を防ぐためであろう。」⁵⁵⁾

世界の多様性、相互の交換による進歩という神の自然の秩序は国家形態に移すと統合よりも連邦を要請するように思われる。実際ホッジズは連邦論においてデフォーと同じ「自然と摂理の進行」を論拠として「全ての利潤、富、その他の労働への良き報酬は、通商、勤労、技術により得られるものであり、相互の労働の結果とともに利益の相互の交換と伝達に基づいている。」⁵⁶⁾と相互性を述べている。しかし逆に考えて摂理に発する経済、文化の多元性は個々の経済、文化の単位にそれぞれ国家が後ろ盾として付かずとも統合された国家の内部で相互の差異に寛容な精神を喚起することで維持されると理解するならば、多様性・相互性の思想は統一された主権国家と領域内の民族文化の多元性の共生を支持する思想となるだろう。むしろ国家主権の統合による暴力の独占と安定した領域支配が多様性が相互の敵対に発展しないために必要であるとすれば主権国家が文化的多元主義の成立の必要条件の一つと考えることもできよう。前に自然法学の伝統が統合派の主権と権利の議論に理論的基礎を与えているのを見たが、自然法学も人間を自己充足的でないため社会性 (sociability) を持つと規定していたので多様性の連合の神学的想定は自然法学を通して合邦論争の主権論に伝えられて、相互の商業・社交による物質的・精神的進歩の議論の前提となっていたであろう。フレッチャーのヨーロッパ連邦制もグロティウスやプーヘンドルフの自然法学の自然な社会性の想定から主権国家間の連合の可能性を説く議論に着想を得ていたと指摘されている⁵⁷⁾。社会性の想定がフレッチャーにおいては主権の多元性にデフォーにおいては単一主権国家のもとでの民族文化 (具体的には教会) の多元性に帰結している。フレッチャーの主に依拠したシヴィック的伝統では土地と徳による物質的・精神的自

立が強調され、自立した人間は市民・戦士として政治・軍事活動に直接参加することで公共的徳性を維持増進するとされる。市民の完成にとって意味のあるのは公的領域であって、その参加に適正な政治の空間は連邦制による小国家への分割が保障する。ここでは国家間に多元性があるが、国家内は一元的に公共善へ統一される。デフォーのプロテスタント的伝統は個々の人間の弱さ・限界から始め、その物質的・精神的成長にとって異なる他者を必要とし依存しなければならないと多元性を要請する。人間の完成への歷程は私的良心に起源する私的自由の領域にあり、そこで経済や宗教の多元性と相互性から自己の無力と神への依存を悟り自己抑制の徳を学ぶ。こうして主権国家と区別された私的領域が自ら持続展開していく能力を備えた文化的多様性の場として与えられていたのである。

差異を持った他者の存在自体が相互の接触を通じて道徳的改善に資するという理解はより世俗化されて礼節 (politeness) の言説として革命後のイングランド社会で説かれ始めていた。アディソン、スティールと並んでデフォーはその主唱者の一人で、これによって彼の寛容論は主権国家から受動的に付与される市民的権利として寛容をとらえるだけでなく、多様な市民の相互性の過程が道徳的教育の場となり寛容の精神と公論が形成されてくるという理解も含んだものとなる。礼節の政治的意義と起源をフィリップソンは次のようにまとめている⁽⁵⁸⁾。専制と迫害に引き戻す「高教會的政治」の革命体制原理への挑戦に対してデフォーはその党派的熱狂を批判し政治の言論は穩健さを特質としなければならないことを説いた。穏やかな言葉による会話を通して党派的偏見から一般的視点へと人格の改善の目的が果たされるのであり、革命原理の維持にこうした政治文化の成熟は本質的な意義を持った。彼のジャーナリストとしての活動はこの思想の実践であった。彼の市民的公共性の議論の起源はキケロの雄弁論とともに言葉の穩健さを深慮だけでなく誠実な精神の発言とみる非国教徒の精神的規律に求められる。

このように理解できる礼節の言説が合邦論争に適用されデフォアのイギリス国民構想を特徴づけていたと言えよう。彼の言論は『国民の偏見を除去する評論』（*An Essay at Removing National Prejudices*）六編と『レビュー誌』（*A Review*）を中心としたイングランドとスコットランド両国民の対話の試みであり、両国民が相互理解により寛容な共生を実現しうる道徳的完成に達したときイギリス国民となると考えられる。対話が実践されるためには情報の伝達が必要だが、18世紀初めにはそれまでエディンバラやロンドンといった大都市に限られていた出版業の地方への展開が見られ、ロンドンのニュースを地方紙が転載するかたちで新聞を中心とした出版物がまとまったイギリス人としての意識の定着に大きく貢献したとされている⁵⁹⁾。情報の伝達共有による国民意識の形成は中心と周縁という構成をともなったが、デフォアの礼節の言説は多様な利益の共存を否定するものではなかった。イングランドとスコットランドの両立し得ない個別利益を多数列挙して「単一の公的利益」によって「私的個別的利益」は排除されるとして統合に反対するホッジズ⁶⁰⁾に対してデフォアは「両王国の連合は全ての国益を同一のものに解消するのではない」として個別の教会・司法制度が維持されながらプロテスタント・正義の同一の一般的な利益にまとめられると考えた。利益を対立的で他の犠牲によってのみ実現されるとみるのではなく、個々の利益は一般的利益によってより促進できると考えることでより広い視点から個々の利益は調和包括できよう。「利益は世界中の敵を和解させる」として通約可能な利益で宗教原理を置き換えることがデフォアの差異に対する戦略だったと言えよう⁶¹⁾。複数の利益は他者の破壊、併合でなく他者との比較から自己の反省、抑制を促しより一般的な利益に向けた道徳的な向上の契機となるという理解においてデフォアの利益はいわゆる自由主義の競争的利益論とは異なる。しかしこの一般的な利益は「国民の偏見」と評価された差異を排除する点で必ずしも寛容をもたらさない。合邦による進歩の相互の利益と偏見とが意味するもの

はデフォーのようなイングランド人とスコットランド愛国者とは全く違ったであろう。

6 むすび

教会が国家主権に対抗した17世紀の宗教戦争の時代からイングランドとスコットランドの合邦の時代までに宗教から切り離して国家主権の統一による社会の平和と安定を考慮する穏健な思想が展開していた。デフォーの寛容論と統合的合邦論はともに自然法学の伝統によって公権力としての議会主権と私的な個人の権利とに分離する論理構成からなっていた。後者の領域に非国教徒の良心の自由やスコットランド国民の個別の自由と独立は含まれて国法により守られることで民族文化の多元性とダイナミックな経済・軍事・政治的發展とを可能にする新たな制度的枠組みとしてのイギリス国民国家構想が提示された。しかしフレッチャーのヨーロッパ連邦共和国構想と比較して明らかなようにデフォーの国家統合はスコットランド国民の能動的な政治参加を促進するには政治の場を人民の生活から遠ざけてしまった。また彼の所有権、勤労の確保による経済発展はスコットランド愛国者がアイデンティティの拠り所としていた差異、古来の国制や武勇の精神の歴史的伝統の否定をともなった。非国教徒はその宗教的差別の存続にもかかわらず寛容体制のイングランド国制によってあくまでも自由なイングランド人として自己を規定していたのである。このような問題点が指摘できたが、同時に私的領域から良心の自由は言論の自由に展開し会話・社交を通して多様性を尊重する寛容な精神を育成する市民教育の方向も見られた。さらに合邦を社会契約とみるプロテスタントの神学的立場に立ち戻って、抽象的な表現ながら人民の政治社会形成の能力をイギリス議会が各教会を保障する合邦の国制を破壊して政体が崩壊する極限の機会には呼び起こしていることも注目される。

スコットランドの固有の教会・司法・行政・教育制度を保持しながら自

由・商業・プロテスタントを特質とするイギリス国民の構想はウィリアム三世の大陸戦争から19世紀のナポレオン戦争、イギリス帝国の確立まで続く帝国と宗教上の覇権をめぐるカトリック強国フランスとの断続的な戦争の時代に極めて適合したものと考えられ、ジャーナリスト、デフォーの現状認識と未来展望における洞察力を示すものであろう。合邦により構築されたイギリス国家は、第二次世界大戦後帝国からヨーロッパへと世界でのイギリスの方向性が転換した結果、その形成時の要因を失ったが、その基本的枠組みが未だ存続していることは、スコットランド人とともにイギリス人という複合的なアイデンティティが3世紀近い経験を経て醸成されたことにも依存している。イングランド的な価値が中心を占めるイギリスという問題も否定できないが、スコットランド人をイングランド化の一方的な被害者と見るのではなく、彼らの主導的な対応を示唆するスコットランド人とイギリス人のアイデンティティの柔軟な使い分けにも着目する必要がある。1994年の世論調査ではイギリス人でなくスコットランド人と自己規定する者が37%に対してイギリス人よりもスコットランド人が27%、イギリス人と同等にスコットランド人が25%、スコットランド人よりもイギリス人が4%、スコットランド人でなくイギリス人が6%となっていて、後者を合わせた62%が何らかのイギリス人としての多様なアイデンティティを持っている⁽²⁾。

本稿では便宜上イングランドとスコットランドをそれぞれ単一の実体のように呼んできたが、実態は地域的な差異にさらに分かれていたのが合邦という危機にナショナルな意識が高揚したにすぎない。例えばローランドはハイランドよりもむしろイングランド北部と社会・文化的親近性を持っていた。この国民内部の差異という点で問題となるのはイギリス国民がカトリック・フランスとの対抗関係で構想されたことである。このためカトリック教徒が多くジャコバイトの温床とされたハイランドはローランド主導の合邦から排除され二度のジャコバイトの反乱の鎮圧、掃討を経なければ

ば統合されなかった。その後のスコットランドの平和的な統合とアイルランドの反逆の対比を18世紀に持ち込む歴史学の傾向へのコノリーの警告は傾聴に値する⁶³⁾。統合による文化的差異の破壊は統合派のハイランドについての言説に予示されている。シートンは「ハイランド人は彼らの古来の習慣と言語を捨てて徳と勤労に励むように促すことができよう」⁶⁴⁾と提案し、デフォーはエディンバラで合邦反対の示威行進をするハイランド人の「勇敢、野蛮な」山地の習慣、服装、武器が生んだ違和感を「異常な数のハイランド人は当地の人々を不安にさせている」⁶⁵⁾と伝えている。

- 1) イギリス国家の統合と帝国との共生関係に着目した研究として、木畑洋一「イギリス近代国家とスコットランド、ウェールズ」、『シリーズ 世界史への問い 9 世界の構造化』、岩波書店、1991年、163-189頁。合邦に関してスコットランド人のナショナリスト、ユニオニストの対照的な見解は、Andrew Marr, *The Battle for Scotland*, Harmondsworth: Penguin Books, 1995. と Patrick S. Hodge ed., *Scotland and Union*, Edinburgh University Press, 1994. を参照。なお本論ではイギリスを Britain、イングランドを England の意味で使っている。
- 2) 従来の代表的な研究、P.W.J. Riley, *The Union of England and Scotland*, Manchester University Press, 1978 は合邦をイングランド政府とそれに依存するスコットランドの党派による利権追求に還元し、デフォーを「金で雇われた発言をするイングランドのスパイ」とみたが（pp. 240, 244）、最近の研究では、以下参照するように、合邦における政治思想の自立的な契機を正当に評価しようとして、思想史のなかで合邦を理解する試みがなされている。デフォーの言論の一定の自立性も強調されていて、エディンバラでの彼の活躍は現在の標準的な伝記、Paula Backscheider, *Daniel Defoe: His Life*, Baltimore and London: The Johns Hopkins University Press, 1989, pp. 209-234 に描写されている。なお Laurence Dickey, 'Power, Commerce and Natural Law in Daniel Defoe's Political Writings 1698-1707,' in J. Robertson ed., *A Union for Empire: Political Thought and the British Union of 1707*, Cambridge University Press, 1995, p. 63 によれば、1975年に J.G.A. ポコックが18世紀初頭イングランドでの土地、商業、信用をめぐる論争の分析においてデフォーを文学者ととともに社会・政治思想家として真剣に取り上げる必要を促したが（J.G.

- A. Pocock, *The Machiavellian Moment*, Princeton University Press, 1975, pp. 426–461), 主に経済思想史からの次の二研究は先駆的な意義を持つ。天川潤次郎『デフォー研究 資本主義経済思想の源流』, 未来社, 1966年, 山下幸夫『近代イギリスの経済思想 ダニエル・デフォーの経済論とその背景』, 岩波書店, 1968年。
- 3) John Brewer, *The Sinews of Power: War, Money and the English State 1688–1783*, London: Unwin Hyman, 1989. は大陸国家との対比で過小評価されてきたイギリス国家像の見直しを迫る。
 - 4) Nicholas Tyacke, “The ‘Rise of Puritanism’ and the Legalizing of Dissent, 1571–1719,” in O.P. Grell, J.I. Israel and N. Tyacke eds., *From Persecution to Toleration: The Glorious Revolution and Religion in England*, Oxford: Clarendon Press, 1991, pp. 41, 42.
 - 5) Jonathan I. Israel, ‘William III and Toleration,’ in O.P. Grell et al., op. cit., pp. 154–159.
 - 6) Geoffrey Holmes, *The Making of a Great Power: Late Stuart and Early Georgian Britain 1660–1722*, London: Longman, 1993, pp. 356–358.
 - 7) J.I. Israel, loc.cit., pp. 160, 161.
 - 8) Daniel Defoe, *The Shortest Way with the Dissenters; or Proposals for the Establishment of the Church*, London, 1702, pp. 3f, quoted in J.I. Israel, loc. cit., pp. 166, 167.
 - 9) *The Letters of Daniel Defoe*, G.H. Healey ed., Oxford: Clarendon Press, 1955, pp. 50, 52–55 (to Robert Harley, Aug–Sep. 1704?).
 - 10) 以下は Colin Kidd, ‘Religious Realignment between the Restoration and Union,’ in J.Robertson ed., op. cit., pp. 145–168. に依る。
 - 11) John Robertson, *The Scottish Enlightenment and the Militia Issue*, Edinburgh: John Donald, 1985, pp. 23, 24, 29, 30, 33, 34. フレッチャーに関する邦語文献として以下を参照。竹本洋「商業社会と統治 A. フレッチャー, D. ヒューム, J. ステュアート」田中正司編著『スコットランド啓蒙思想研究 スミス経済学の視界』, 北樹出版, 1988年, 59–82頁, 田中秀夫『スコットランド啓蒙思想史研究 文明社会と国制』, 名古屋大学出版会, 1991年, 12–56頁。
 - 12) Dickey, loc. cit., p. 64.
 - 13) Manuel Schonhorn, *Defoe’s Politics: Parliament, Power, Kingship, and Robinson Crusoe*, Cambridge University Press, 1991, pp. 51, 53, 58.

- 14) Defoe, *An Argument Showing, that a Standing Army, with the Consent of Parliament, Is Not Inconsistent with a Free Government*, London, 1698, pp. 12, 13. quoted in Schonhorn, op. cit., p. 59 ; Dickey, loc. cit., pp. 72, 73.
- 15) Robertson, 'Empire and Union : Two Concepts of the Early Modern European Political Order,' in J. Robertson ed., op. cit., pp. 22, 23.
- 16) Robertson, op. cit., pp. 36–38.
- 17) Ibid., pp. 47, 48.
- 18) Defoe, *A Review of the State of the English Nation*, A.W. Secord ed., New York : Columbia University Press, 1938, Bk. 8, vol. III, no. 162, pp. 646, 647 (14 Jan. 1706).
- 19) Dickey, loc. cit., pp. 94, 95.
- 20) Defoe, *Letters*, p. 187 (to John Fransham, 28 Dec. 1706).
- 21) Defoe, *Caledonia : A Poem in Honour of Scotland, and the Scots Nation, in Three Parts*, Edinburgh, 1706, preface, pp. 57, 59.
- 22) Robertson, op. cit., p. 35.
- 23) Earl of Cromarty, *A Friendly Return to a Letter concerning Sir George Mackenzie's and Sir John Nisbet's Observation and Responce on the Matter of the Union*, 1706, pp. 16, 28 ; *A Letter from E.C. to E.W. concerning the Union*, Edinburgh, 1706, p. 5 ; *A Second Letter on the British Union*, 1706, pp. 1, 2, 4.
- 24) John Clerk, *A Letter to a Friend, Giving an Account How the Treaty of Union Has Been Received Here...*, Edinburgh, 1706, pp. 9, 43.
- 25) William Seton, *Scotland's Great Advantages by an Union with England : Shown in a Letter from the Country to a Member of Parliament*, 1706, pp. 5, 7 ; Speech (2 Nov. 1706) in Defoe, *The History of the Union between England and Scotland*, London, 1786, pp. 314–316.
- 26) Defoe, *History of Union*, p. 458.
- 27) Defoe, *Review*, Bk. 8, vol. III, no. 140, p. 559 (23 Nov. 1706).
- 28) デフォーの人民主権から議会主権、多数決原理への変化については、Katherine R. Penovich, "From 'Revolution Principles' to Union : Daniel Defoe's Intervention in the Scottish Debate," in J. Robertson ed., op. cit., pp. 238–240.
- 29) 千葉眞『ラディカル・デモクラシーの地平：自由・差異・共通善』、新評論、1995年、206頁は連邦主義の現代的意義を民主主義、差異の政治、共

存共生の政治の要請に答えうるその理論的潜在力に求める。

- 30) Linda Colley, *Britons: Forging the Nation 1707–1837*, New Haven and London: Yale University Press, 1992, pp. 5, 6, 162, 163.
- 31) Colin Kidd, *Subverting Scotland's Past: Scottish Whig Historians and the Creation of an Anglo-British Identity, 1689–c.1830*, Cambridge University Press, 1993, p. 50.
- 32) Clerk, op. cit., p. 7.
- 33) Kidd, loc.cit., p. 153.
- 34) Seton, *The Interest of Scotland in Three Essays, viz, I. Of the True Original and Indifferency of Church–Government, II. Of the Union of Scotland and England into One Monarchy, III, Of the Present State of Scotland*, 1700, pp. 11, 48.
- 35) ‘Correspondence between George Ridpath and the Rev. Robert Wodrow,’ *Miscellany of the Abbotsford Club*, Edinburgh, 1837, I, 384 (Ridpath to Alexander Wodrow, 23 Feb. 1706).
- 36) *Ibid.*, I, 387 (Robert Wodrow to Ridpath, 17 Apr. 1706).
- 37) Backscheider, op. cit., pp. 207, 208.
- 38) George Ridpath, *An Historical Account of the Antient Rights and Power of the Parliament of Scotland*, 1703, pp. vii, viii, xvii; *Considerations upon the Union of the Two Kingdoms*, 1706, pp. 31, 40, 41, 64, 65.
- 39) James Hodges, *Essay upon the Union Shewing that the Subjects of Both Nations Have Been by the Union of the Crowns Justly Intituled to All Manner of Privileges, Which the Insuing Treaty Can Give Them...*, Edinburgh, 1706, pp. 9, 10, 27; *The Rights and Interests of the Two British Monarchies, Inquired into and Clear'd; with a Special Respect to an United or Separate State, Treatise I, Shewing the Different Nature of an Incorporating and Federal Union; ...*, London, 1703, pp. 3, 40, 50.
- 40) Kidd, loc.cit., pp. 154, 155.
- 41) Defoe, *History of Union*, pp. 29, 30.
- 42) Defoe, *Review*, Bk. 8, vol. III, no. 133, pp. 529, 530 (7 Nov. 1706).
- 43) Colley, op. cit., pp. 11–54. を参照。
- 44) Defoe, *Review*, Bk. 8, vol. III, no. 135, p. 538 (12 Nov. 1706).
- 45) *Ibid.*, Bk. 8, vol. III, no. 151, p. 602 (19 Dec. 1706).

- 46) Defoe, *Memoirs of the Church of Scotland*, London, 1717, pp. 41, 42.
- 47) Hodges, *War betwixt the Two British Kingdoms Consider'd*, London, 1705, p. 95.
- 48) Ridpath, *A Discourse upon the Union of Scotland and England*, 1702, p. 85.
- 49) James Webster, *Lawful Prejudices against an Incorporating Union with England*, Edinburgh, 1707, p. 8.
- 50) Defoe, *The Dissenters in England Vindicated from Some Reflections in a Late Pamphlet, Entitled, Lawful Prejudices & c*, Edinburgh, 1707, p. 4.
- 51) Defoe, *A Short View of the Present State of the Protestant Religion in Britain*, Edinburgh, 1707, pp. 13, 15, 22.
- 52) Defoe, *A Voice from the South*, Edinburgh, 1707, p. 5.
- 53) Defoe, *A Short View*, pp. 38, 39.
- 54) 天川, 前掲書, 129頁。引用は Defoe, *Review*, Bk. 6, vol. III, no. 2, p. 6 (3 Jan. 1706) からで、ほぼ天川訳による。
- 55) Penovich, loc.cit., pp. 231, 234, 235; Defoe, *An Essay at Removing National Prejudices against a Union with Scotland (Part I)*, London, 1706, p. 23, quoted in Penovich, p. 235.
- 56) Hodges, *The Rights and Interests of the Two British Monarchies... Treatise I...*, p. 66.
- 57) Robertson, 'Andrew Fletcher's Vision of Union,' in R.A. Mason ed., *Scotland and England 1286-1815*, Edinburgh: John Donald, 1987, pp. 217, 218.
- 58) Nicholas Phillipson, 'Politeness and Politics in the Reigns of Anne and the Early Hanoverians,' in J.G.A. Pocock ed., *The Varieties of British Political Thought, 1500-1800*, Cambridge University Press, 1993, pp. 223, 224.
- 59) Colley, op. cit., p. 41.
- 60) Hodges, *The Rights and Interests of the Two British Monarchies, with a Special Respect to an United or Separate State, Treatise III...*, London, 1706, p. 9.
- 61) Defoe, *Review*, Bk. 8, vol. III, no. 149, p. 594 (14 Dec. 1706); Defoe, *A Fourth Essay, at Removing National Prejudices; with Some Reply to Mr.H...dges [Hodges] and Some Other Authors, Who Have Printed*

Their Objections against an Union with England, 1706, p. 25. ハーシューマンは 17 世紀後半の宗教的寛容の進展したイングランドで諸宗派の多様な利益の共存とバランスが模索された歴史を背景に「利益」が個人や集団の経済的願望の意味を得て、破壊的な暗い「情念」と対抗するようになっていく変化を明快に定式化している。Albert O. Hirschman, *The Passions and the Interests: Political Arguments for Capitalism before Its Triumph*, Princeton University Press, 1977, pp. 37-41, 51 (佐々木毅, 且佑介訳『情念の政治経済学』, 法政大学出版局, 1986 年, 34-39, 51 頁)。

- 62) Arthur Marwick, *British Society since 1945*, Harmondsworth: Penguin Books, 1996, p. 484.
- 63) S. J. Connolly, 'Varieties of Britishness: Ireland, Scotland and Wales in the Hanoverian State,' in A. Grant and K. J. Stringer eds., *Uniting the Kingdom?: The Making of British History*, London and New York: Routledge, 1995, pp. 193-196.
- 64) Seton, *The Interest of Scotland...*, p. 57.
- 65) Defoe, *Letters*, pp. 146, 147 (to Robert Harley, [13?] Nov. 1706).

[付記] 本論は成城大学教員特別研究助成による研究の一部である。